

派遣元事業主の皆さまへ

同一労働同一賃金を進める上での「困りごと」と「対応策」のポイントを解説
『派遣労働者の待遇改善に向けた対応マニュアル』
ぜひご活用ください

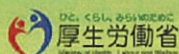
ダウンロードはこちらから

<https://www.mhlw.go.jp/content/000745995.pdf>



同一労働
同一賃金
への対応に
向けて

派遣労働者の待遇改善に 向けた対応マニュアル



■ 過半数代表者の手続き

- ・ 立候補者が現れず代表者を選出できない
- ・ 代表者を決めるための投票が過半数集まらない

■ 比較対象労働者の情報提供

- ・ 派遣先の情報が不十分で、待遇を検討できない

■ 派遣先との派遣料金の交渉

- ・ 料金交渉の必要性を適切に説明することが難しい
- ・ 派遣料金の引き上げに応じてもらえない

■ 派遣労働者に対する待遇内容等の説明

- ・ 待遇決定の仕組みを労働者に説明することが難しい
- ・ 賃金見直しに対する労働者の不満を解消できていない

■ 待遇決定とその運用

- ・ 各人の業務内容や能力を待遇に反映させる仕組みがない
- ・ 派遣先により評価基準が異なり統一した基準で評価できない
- ・ 派遣先の人事評価結果の妥当性を判断できない

セミナー動画配信中 あわせてご覧ください！



マニュアルに基づいたセミナー動画を配信しています。
特に皆さまがお困りの「派遣先との交渉」、「労使協定手続き」、「待遇決定の仕組みづくり」などを分かりやすく解説。
関心事の高い、人事管理の視点での派遣労働者の処遇決定のポイントを、労働政策審議会委員、中央最低賃金審議会委員など数多くの公職を歴任されている今野浩一郎氏（学習院大学名誉教授）が解説を行います。



動画はこちら

『派遣労働者の待遇改善に向けた対応マニュアル』 内容

第1章

派遣労働者の待遇を決める上での困りごと

「派遣先均等・均衡方式」と「労使協定方式」、それぞれの方式別に、主な困りごとを紹介しています。

第2章

待遇決定における困りごとへの対応策

1章で説明した待遇を決める上での主な困りごとへの対応策を、具体的な事例と共に紹介しています。

マニュアルの一部をご紹介します

□お困りごとに対する 対応策をご用意

対応策① 代表者選出の意義の説明

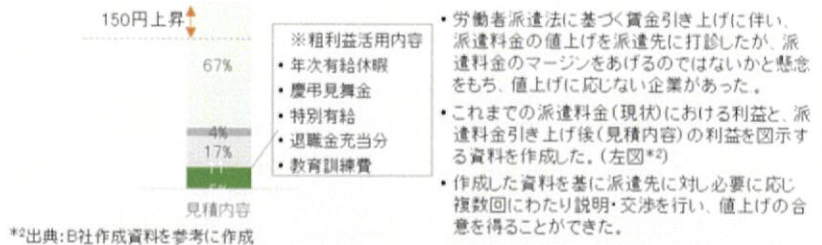
多くの労働者が代表者選出の必要性を理解するよう、代表者選出の方法について労働者の状況に応じた方法で周知します。

【想定される工夫】

- ✓ 労使協定を締結するにあたり過半数代表者の選出が必要であること、過半数代表者の選出プロセスについて派遣労働者を含めた全ての労働者に広く周知する。朝会などの労働者が定期的集まる機会や個別面談において、口頭でコミュニケーションをとることが望ましい。
- ✓ 立候補者の募集期間や過半数代表者選出の投票期間を、派遣労働者を含め、全ての労働者が目にする給与明細等のなかで周知する。

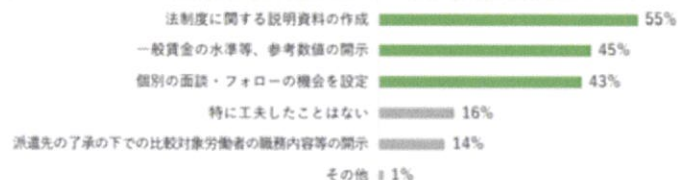
□具体的な企業の 対応事例もご紹介

【B社の事例】（神奈川県主に製造業向け派遣事業）（労使協定方式採用）



□アンケート調査の 結果もご紹介

【参考】派遣労働者への説明における派遣元の工夫（複数回答）（n=292）※nは派遣労働者からの説明の求めがあった企業（本事業実施調査より）



お問い合わせ先

各都道府県労働局（需給調整事業担当）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/haken-shoukai/haken-shoukai14/index.html



* 派遣労働者の「同一労働同一賃金」に関する詳細は、厚生労働省ホームページをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077386_00001.html

